

# 事業主のみなさんへ

労働安全衛生法を遵守していますか？  
「労働安全衛生特別教育講習会」

## 特別教育の実施は「事業主」の義務です 労働安全衛生法における特別教育の必要性

労働安全衛生法第59条第3項の規定にもとづき、事業者は、厚生労働省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければなりません。特別教育を必要とする業務は労働安全衛生規則第36条に規定されている業務で、電気設備の維持運用や保全に係る方は、事業主が、法律に則った時間割で講習を行ない、その記録を保存しなければなりません。

うっかり忘れていると  
法律により罰せられます!!!



被雇用者が電気工事士の資格を持っていても必要です!!(工事士法ではなく労働安全衛生法です)

### 安全衛生教育等留意事項(厚生労働省のホームページより)

- 1 安全衛生教育等は、年間安全衛生推進計画等に基づき計画的に実施する必要があります。
- 2 安全衛生教育の実施担当者(部署)等を定めて必要な管理を行わせるとともに、その記録を確実に整備、保存しておく必要があります。
- 3 雇入れ時の安全衛生教育は、入社後直ちに実施することが重要です。また、パートタイマーやアルバイト労働者であっても、確実に実施する必要があります。
- 4 作業内容変更時の安全衛生教育は、転換した作業に就く前に確実に実施する必要があります。

ここ重要!



⋮  
⋮  
⋮

解決



- 7 安全衛生教育等は、必ずしも自社で行う必要はありませんが、その場合は安全衛生関係団体等が開催する安全衛生講習会や研修等の場に積極的に労働者を参加させることが重要です。

日本電気協会関東支部では  
「事業者」になり代わり、  
この講習会を実施します。



高圧・特別高圧電気取扱者に対する  
「労働安全衛生特別教育講習会」